

令和5年9月定例会

(2023年)

# 市議会議案参考資料

吹 田 市



議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第29号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	-
報告第30号	地方独立行政法人市立吹田市民病院令和4年度の業務実績に関する評価結果の報告について	7	-
議案第82号	吹田市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	91	5
議案第83号	吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について	93	7
議案第84号	吹田市立老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	99	31
議案第85号	吹田市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	101	35
議案第86号	吹田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について	103	39
議案第87号	吹田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	105	43
議案第88号	阪急千里山駅前東自転車駐車場自動管理システム等購入契約の締結について	107	49
議案第89号	円山町1号橋拡幅改良工事請負契約の一部変更について	109	55
議案第90号	吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事（建築工事）請負契約の一部変更について	111	57
議案第91号	令和5年度吹田市一般会計補正予算（第5号）	113	59



吹田市災害派遣手等に関する条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(手当の支給)</p> <p>第2条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する派遣職員に対し、これらの規定に規定する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>(手当の支給)</p> <p>第2条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する派遣職員に対し、これらの規定に規定する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給する。</p> <p>2 -----略-----</p>

は改正箇所



吹田市市税条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(書類の送達)</p> <p>第 6 条 }                  2 -----略-----</p> <p>3 前項の公示送達については、法第 20 条の 2 に定めるところによる。この場合に                  おいて、同条第 2 項の掲示場は、吹田市公告式条例（昭和 25 年吹田市条例第                  114 号）第 2 条第 1 項に規定する掲示場とする。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 16 条 }                  2 -----略-----</p> <p>3 所得税法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する青色申告書（第 8 項において「青色申                  告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の                  納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢 15 歳未満である者を除                  く。）で、専ら当該納税義務者の営む同法第 56 条に規定する事業に従事するもの                  （以下この項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から同法第 57                  条第 2 項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内にお                  いて給与の支払を受けた場合には、同条第 1 項の規定による計算の例により当該納                  税義務者の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事                  業専従者の給与と所得の金額を算定する。前年分の所得税につき納税義務を負わな                  いと認められたことその他政令に定める理由により同条第 2 項の書類を提出しなかつ                  た所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた場                  合において、第 18 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を記載した同項の規定による申告                  書（当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認めるも</p>	<p>(書類の送達)</p> <p>第 6 条 }                  2 -----略-----</p> <p>3 前項の公示送達については、法第 20 条の 2 に定めるところによる。この場合に                  おいて、同条第 2 項の掲示場は、吹田市公告式条例（昭和 25 年吹田市条例第                  114 号）第 2 条第 2 項ただし書の掲示場とする。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 16 条 }                  2 -----略-----</p> <p>3 所得税法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する青色申告書（第 8 項及び次条第 1 項に                  おいて「青色申告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受け                  ている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢 15 歳未満                  である者を除く。）で、専ら当該納税義務者の営む同法第 56 条に規定する事業に                  従事するもの（以下この項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業か                  ら同法第 57 条第 2 項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額                  の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第 1 項の規定による計算の例                  により当該納税義務者の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及                  び当該青色事業専従者の給与と所得の金額を算定する。前年分の所得税につき納税義                  務を負わないと認められたことその他政令に定める理由により同条第 2 項の書類を                  提出しなかつた所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支                  払を受けた場合において、第 18 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を記載した同項の規                  定による申告書（当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市</p>

現 行	改 正 案
<p>のを含む。)を提出しているとき(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出しているときを含む。)及び同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がないときも、同様とする。</p> <p>4 } 5 } 14 }</p> <p>-----略-----</p>	<p>長が認めるものを含む。)を提出しているとき(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出しているときを含む。)及び同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がないときも、同様とする。</p> <p>4 } 5 } 14 }</p> <p>-----略-----</p> <p>第16条の2 所得割の納税義務者のうち法第314条第1項各号に掲げる要件のいづれかを満たす者(同項に規定する特定非常災害発生年(以下この項及び次項において「特定非常災害発生年」という。)の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。)が法第314条第1項に規定する特定非常災害発生年純損失金額(以下「特定非常災害発生年純損失金額」という。)又は同項に規定する被災純損失金額(以下この項において「被災純損失金額」という。)を有する場合には、当該特定非常災害発生年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第8項中「純損失の金額(」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年純損失金額(次条第1項に規定する特定非常災害発生年純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額(次条第1項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの(」と、「を除く。)」とあるのは「を除く。)並びに当該納税義務者の前年5年間において生じた特定非常災害発生年純損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)」と、同条第9項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令に定めるもの」とあるのは「で政令に定めるもの及び当該納税義務者の前年5年内において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者のうち法第314条第1項各号に掲げる要件のいづれかを満たす者(前項の規定の適用を受ける者を除く。)が同条第2項に規定する特定非常</p>

現 行	改 正 案
	<p>災害発生年特定純損失金額（以下「特定非常災害発生年特定純損失金額」という。）又は同項に規定する被災純損失金額（以下この項において「被災純損失金額」という。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第8項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第2項に規定する被災純損失金額（）」と、同条第9項中「純損失の金額（同項）」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生年特定純損失金額（次条第2項に規定する特定非常災害発生年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額以外のもの（前項）」と、「で政令に定めるもの」とあるのは「で政令に定めるもの並びに当該納税義務者の前年5年以内において生じた特定非常災害発生年特定純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）及び被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が法第314条第3項に規定する被災純損失金額（以下この項において「被災純損失金額」という。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第8項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第3項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第9項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令に定めるもの」とあるのは「で政令に定めるもの及び当該納税義務者の前年5年以内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」とする。</p> <p>4 所得割の納税義務者が法第314条第5項に規定する特定雑損失金額（以下「特定雑損失金額」という。）を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の未</p>

現 行	改 正 案
<p>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除) 第16条の2 } -----略-----</p> <p>2</p> <p>3 所得割の納税義務者の前年3年間に生じた前条第8項に規定する純損失の金額（以下この項において「純損失の金額」という。）のうち純損失の金額（法附則第4条第1項第1号に規定する適用期間内に行つた同号に規定する譲渡資産の同号に規定する特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における前条第8項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び次条第3項に規定する特定純損失の金額」とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第18条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は第16条の2第2項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところにより同条第2項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に定める事項を記載した市民税に関する申告書」とする。</p> <p>(2) 第18条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読</p>	<p>日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る前条の規定の適用については、同条第9項中「金額をい、」とあるのは「金額をいう。）で特定雑損失金額（次条第4項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（）」と、「同条第1項」とあるのは「第16条の3第1項」と、「除く。）は」とあるのは「除く。）及び当該納税義務者の前年5年以内において生じた特定雑損失金額（この項又は同条第1項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は」とする。</p> <p>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除) 第16条の2の2 } -----略-----</p> <p>2</p> <p>3 所得割の納税義務者の前年3年間に生じた第16条第8項に規定する純損失の金額（以下この項において「純損失の金額」という。）のうち純損失の金額（法附則第4条第1項第1号に規定する適用期間内に行つた同号に規定する譲渡資産の同号に規定する特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第16条第8項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び第16条の2の2第3項に規定する特定純損失の金額」とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第18条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は第16条の2の2第2項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところにより同条第2項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に定める事項を記載した市民税に関する申告書」とする。</p> <p>(2) 第18条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とある</p>

現 行	改 正 案
<p>み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は第16条の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第3項まで又は第16条の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第3項まで又は第16条の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。</p> <p>5 } 6 } -----略-----</p> <p>(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除) 第16条の2の2 } 2 } -----略-----</p> <p>3 所得割の納税義務者の前年3年間に生じた第16条第8項に規定する純損失の金額（以下この項において「純損失の金額」という。）のうち特定純損失の金額（法附則第4条の2第1項第1号に規定する適用期間内に行つた同号に規定する譲渡資産の同号に規定する特定譲渡による譲渡所得の金額が生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第16条第8項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び第16条の2の2第3項に規定する特定純損失の金額」とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第18条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は第16条の2の2第2項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところにより同条第2項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に定める</p>	<p>のは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は第16条の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第3項まで又は第16条の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第3項まで又は第16条の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。</p> <p>5 } 6 } -----略-----</p> <p>(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除) 第16条の2の3 } 2 } -----略-----</p> <p>3 所得割の納税義務者の前年3年間に生じた第16条第8項に規定する純損失の金額（以下この項において「純損失の金額」という。）のうち特定純損失の金額（法附則第4条の2第1項第1号に規定する適用期間内に行つた同号に規定する譲渡資産の同号に規定する特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令の定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第16条第8項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び第16条の2の3第3項に規定する特定純損失の金額」とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第18条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は第16条の2の3第2項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところにより同条第2項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令に定める</p>

現 行	改 正 案
<p>事項を記載した市民税に関する申告書」とする。</p> <p>(2) 第18条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は第16条の2の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第3項まで又は第16条の2の2第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第16条の3</p> <p>(1) }          ｝          (10) }</p> <p>(10の2) 自己と生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しないもの（第16条第3項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当する者並びに所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受ける者を除くものとし、前年の合計所得金額が1,330,000円以下である者に限る。）を有する所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が10,000,000円以下である者に限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（以下「配偶者特別控除額」という。）</p> <p>ア }          ｝          ウ }          (11) }</p> <p>2</p>	<p>事項を記載した市民税に関する申告書」とする。</p> <p>(2) 第18条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は第16条の2の3第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第3項まで又は第16条の2の3第4項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第16条の3</p> <p>(1) }          ｝          (10) }</p> <p>(10の2) 自己と生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しないもの（第16条第3項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当する者並びに所得割の納税義務者として前号又はこの号の規定の適用を受ける者を除くものとし、前年の合計所得金額が1,330,000円以下である者に限る。）を有する所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が10,000,000円以下である者に限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（以下「配偶者特別控除額」という。）</p> <p>ア }          ｝          ウ }          (11) }</p>

現 行	改 正 案
<p>3 }            {            5</p> <p>-----略-----</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第16条の8の2 所得割の納税義務者が、第16条第12項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第14項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第16条の4、第16条の7及び第16条の7の2並びに法第314条の314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、<u>政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 -----略-----</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の8の7 -----略-----</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。以下こ</p>	<p>2 }            {            5</p> <p>-----略-----</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第16条の8の2 所得割の納税義務者が、第16条第12項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第14項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第16条の4、第16条の7及び第16条の7の2並びに法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、<u>政令の定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度の個人の府民税、市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 -----略-----</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の8の7 -----略-----</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。以下こ</p>

現 行	改 正 案
<p>の項において同じ。)が同条第3項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令の定めるところにより証明がされたもの又はその基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の10 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び第16条の12第3項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び第16条の12第3項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令の定めるところにより証明がされたもの)をいう。第3項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(第16条の11の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期</p>	<p>の項において同じ。)が同条第3項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令の定めるところにより証明がされたもの又はその基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の10 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び第16条の12第3項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び第16条の12第3項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令の定めるところにより証明がされたもの)をいう。第3項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(第16条の11の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期</p>

現 行	改 正 案
<p>間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令の定めるところにより証明がされたものをいう。以下この条において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。</p> <p>3 }          4 }          5 }</p> <p>（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</p> <p>第16条の13の6 所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年度の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の2第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合（租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る。）に限り、第16条の13の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>2 }          3 }</p>	<p>間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令の定めるところにより証明がされたものをいう。以下この条において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。</p> <p>3 }          4 }          5 }</p> <p>（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</p> <p>第16条の13の6 所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年度の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第9項（同法第37条の13の3第10項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合（租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る。）に限り、第16条の13の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第16条の8の6第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>2 }          3 }</p>

現 行	改 正 案
<p>4 } 5 } 6 } (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第16条の14 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。)により取得(同法第29条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「納税義務者(政令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)」について、同法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令に定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第16条の13の規定その他の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>2 } 3 } 6 } 第4項の規定の適用がある場合における第18条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は第16条の14第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」と</p>	<p>4 } 5 } 6 } (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第16条の14 所得割の納税義務者(租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。))を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。))により取得(同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。))をしたもの(政令附則第18条の6第18項に規定する者を除く。))又は同法第37条の13の2第1項に規定する株式会社と同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの(政令附則第18条の6第19項に規定する要件を満たすものに限る。))に限る。以下この条において同じ。))について、同法第37条の13の3第1項に規定する適用期間内、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令に定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第16条の13の規定その他の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>2 } 3 } 6 } 第4項の規定の適用がある場合における第18条の2の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の3第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項から第4項まで又は第16条の14第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」と</p>

現 行	改 正 案
<p>あるのは「同条第1項から第4項まで又は第16条の14第6項において準用する前条第4項」とする。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第22条の6 市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた金額に相当する税額については、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第19条の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 前条の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によつて、当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第22条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特</p>	<p>ら第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は第16条の14第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第4項まで又は第16条の14第6項において準用する前条第4項」とする。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第22条の6 市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第19条の納期があるときはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がないときは直ちに普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 前条の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により、当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第22条の6の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特</p>

現 行	改 正 案
<p>別徴収の方法によって徴収されないこととなつた日以後において到来する第19条の納期がある場合においては<u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。</u></p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定の例によつて、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>（固定資産税の課税標準の特例）</p> <p>第23条 }          3 }          4 次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 法附則第15条第26項第1号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備</p>	<p>別徴収の方法によって徴収されないこととなつた日以後において到来する第19条の納期がある場合には<u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。</u></p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>（固定資産税の課税標準の特例）</p> <p>第23条 }          3 }          4 次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 法附則第15条第25項第1号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備</p>

現 行	改 正 案
<p>3分の2</p> <p>(2) 法附則第15条第26項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備</p> <p>4分の3</p> <p>(3) 法附則第15条第26項第3号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備</p> <p>2分の1</p> <p>5 法附則第15条第29項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。</p> <p>6 法附則第15条第33項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税に対して課する固定資産税の課税標準額は、同項に規定する補助開始日の属する年の翌年の1月1日（当該補助開始日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>7 法附則第15条第34項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の1月1日（当該設置した日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。</p> <p>（サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額）</p> <p>第24条の2</p> <p>-----略-----</p>	<p>3分の2</p> <p>(2) 法附則第15条第25項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備</p> <p>4分の3</p> <p>(3) 法附則第15条第25項第3号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備</p> <p>2分の1</p> <p>5 法附則第15条第28項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条の2の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。</p> <p>6 法附則第15条第32項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税に対して課する固定資産税の課税標準額は、同項に規定する補助開始日の属する年の翌年の1月1日（当該補助開始日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税に限り、法第349条又は第349条の2の規定による課税標準の額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>7 法附則第15条第33項に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の1月1日（当該設置した日が1月1日である場合は、その属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税に限り、法第349条の規定による課税標準の額に3分の2を乗じて得た額とする。</p> <p>（サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額）</p> <p>第24条の2</p> <p>-----略-----</p> <p>（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）</p> <p>第24条の3 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、同項に規定する大規模な工</p>

現 行	改 正 案
<p>(環境性能割の税率の特例) 第36条の5 } 2 } 3 3輪以上の乗用の軽自動車であつて、<u>自家用のもの</u>（法第451条第1項第1号に掲げるものを除く。）に対して課する<u>環境性能割の税率は、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われた場合には、前条及び前項の規定にかかわらず、100分の1とする。</u></p> <p>(種別割の税率) 第37条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア } イ } ウ }</p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの）を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2) -----略-----</p>	<p>事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該工事が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る<u>固定資産税額の2分の1に相当する額を減額するものとする。</u></p> <p>(環境性能割の税率の特例) 第36条の5 } 2 } -----略-----</p> <p>(種別割の税率) 第37条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア } イ } ウ }</p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) } (4) } -----略-----</p> <p>第37条の3 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車がかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) } { -----略----- (5) }</p> <p>2 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車がかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) } { -----略----- (5) }</p> <p>3 法附則第30条第4項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車がかかわらず、営業用のもの 年額3,500円 (3) 4輪以上の乗用の軽自動車であつて、乗用のもの 年額5,400円 (4) 4輪以上の貨物用の軽自動車であつて、乗用のもの 年額1,900円 (5) 4輪以上の貨物用の軽自動車であつて、乗用のもの 年額2,500円</p> <p>3 法附則第30条第4項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車がかかわらず、営業用のもの 年額1,900円 (1) 3輪の軽自動車 年額2,000円 (2) 4輪以上の乗用の軽自動車であつて、乗用のもの 年額3,500円 (3) 4輪以上の乗用の軽自動車であつて、乗用のもの 年額5,400円 (4) 4輪以上の貨物用の軽自動車であつて、乗用のもの 年額1,900円 (5) 4輪以上の貨物用の軽自動車であつて、乗用のもの 年額2,500円</p>	<p>3,700円</p> <p>(2) } { -----略----- (4) }</p> <p>第37条の3 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車がかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) } { -----略----- (5) }</p> <p>2 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車がかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) } { -----略----- (5) }</p> <p>3 法附則第30条第4項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車がかかわらず、営業用のもの 年額3,500円 (1) 3輪の軽自動車 年額2,000円 (2) 4輪以上の乗用の軽自動車であつて、乗用のもの 年額5,400円 (3) 4輪以上の乗用の軽自動車であつて、乗用のもの 年額1,900円 (4) 4輪以上の貨物用の軽自動車であつて、乗用のもの 年額2,500円</p>

現 行	改 正 案
<p>率は、当該軽自動車<sup>が</sup>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 3輪の軽自動車 年額3,000円</p> <p>(2) 4輪以上の乗用の軽自動車であつて、営業用のもの 年額5,200円</p> <p>(3) 4輪以上の乗用の軽自動車であつて、自家用のもの 年額8,100円</p> <p>(4) 4輪以上の貨物用の軽自動車であつて、営業用のもの 年額2,900円</p> <p>(5) 4輪以上の貨物用の軽自動車であつて、自家用のもの 年額3,800円</p> <p>4 法附則第30条第7項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車<sup>が</sup>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) } (2) } -----略-----</p> <p>5 法附則第30条第8項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車<sup>が</sup>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) } (2) } -----略-----</p> <p>(都市計画税の課税標準の特例)</p>	<p>(2) -----略-----</p> <p>(都市計画税の課税標準の特例)</p>

現	行	改 正 案
<p>第75条の2 第23条第6項の規定は、<u>法附則第15条第33項</u>に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第6項中「<u>法第349条又は第349条の2</u>」とあるのは、「<u>第75条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第23条第7項の規定は、<u>法附則第15条第34項</u>に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第7項中「<u>法第349条</u>」とあるのは、「<u>第75条</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第75条の2 第23条第6項の規定は、<u>法附則第15条第32項</u>に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第6項中「<u>法第349条又は第349条の2</u>」とあるのは、「<u>第75条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第23条第7項の規定は、<u>法附則第15条第33項</u>に規定する市民緑地の用に供する土地に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、第23条第7項中「<u>法第349条</u>」とあるのは、「<u>第75条</u>」と読み替えるものとする。</p>	



## 吹田市市税条例の一部改正について

### 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号。令和 5 年 3 月 31 日公布）等により地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、吹田市市税条例の一部を改正するものです。

### 2 主な改正の概要

#### (1) 市民税（個人）

##### ア 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し

###### (7) 改正の内容

特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、繰越控除を適用する期間を現行の 3 年間から 5 年間に延長します。

###### (1) 改正する条文

第 16 条の 2（新設）

##### イ 森林環境税（国税）の委託納付の開始に伴う規定整備

###### (7) 改正の内容

市・府民税及び森林環境税を一体として徴収する観点から、市・府民税において還付をすべき金額が生じた場合に、未納となっている森林環境税の納付にも充てる規定整備を行います。

###### (1) 改正する条文

第 16 条の 8 の 2 第 2 項（改正）

第 22 条の 6 第 2 項（改正）

第 22 条の 6 の 6 第 2 項（改正）

#### (2) 固定資産税（家屋）※詳細は（3）ページ

##### ア 大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税額の減額措置（わがまち特例）

###### (7) 改正の内容

一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事等が実施された場合に、当該工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税額を 2 分の 1 の割合で減額します。

###### (1) 改正する条文

第 24 条の 3（新設）

### (3) 軽自動車税（種別割）

ア 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に対する軽自動車税（種別割）の規定整備 ※詳細は（４）、（５）ページ

#### (7) 改正の内容

改正道路交通法により新設された「特定小型原動機付自転車」に対する軽自動車税（種別割）の適切な課税を行うための規定整備を行います。

#### (i) 改正する条文

第 37 条第 1 号（改正）

イ 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例の延長

#### (7) 改正の内容

軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）が適用される車両の初回車両番号指定日の期限について、現行の令和 5 年 3 月 31 日から以下のとおり、区分に応じて延長を行います。

適用対象車	初回車両番号指定日
電気軽自動車、天然ガス軽自動車等	令和 8 年 3 月 31 日まで
2030 年度燃費基準 90%達成の営業用乗用車	令和 8 年 3 月 31 日まで
2030 年度燃費基準 70%達成の営業用乗用車	令和 7 年 3 月 31 日まで

#### (i) 改正する条文

第 37 条の 3 第 1 項～第 3 項（改正）

## 3 施行期日等

公布の日から施行します。ただし、市民税に係る改正のうち第 16 条の 8 の 7 及び第 16 条の 10 以外の改正については、令和 6 年 1 月 1 日から施行し、令和 6 年度以後の市民税の賦課に適用します。

## 吹田市市税条例の一部改正(大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置)について

### 1 概要

令和5年度税制改正にて、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の対象として、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が実施されたマンションに対し固定資産税を減額する特例措置が創設されました。(地方税法附則第15条の9の3)

マンションの居住割合が3割を超え全国3位といった本市の実情を踏まえ、管理組合による自律的で適切な管理の促進に向け、本市市税条例で定める減額割合を最大(上限)の1/2とするものです。

### 2 対象期間、税目等

改正マンション管理適正化法(令和4年4月1日施行)に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合、完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税額を減額します。(1戸あたり100㎡まで)

### 3 対象となるマンションの主な要件

(1) 新築後 20 年以上が経過している 10 戸以上の区分所有マンション。

(2) 大規模修繕工事を過去に適切に行っている。

(3) 大規模改修工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されている。

ア 市長の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引き上げを行った場合。

イ 市長の助言・指導を受け、大規模改修工事が可能な水準まで修繕積立金の積立又は額の引き上げを行うなど、長期修繕計画を適切に作成、見直しを行った場合。

### 4 減額割合

(1) 国が示す減額割合の範囲

1/6(最小)~1/3(参酌割合)~1/2(最大)

(2) 近隣市及び他市状況

1/2・・・箕面市、西宮市、芦屋市、神戸市、京都市、東京都特別区、横浜市、名古屋市 等

1/3・・・豊中市、高槻市、池田市、摂津市、大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、尼崎市 等

(3) 本市が市税条例で定める減額割合

1/2

## 吹田市市税条例の一部改正（軽自動車税（種別割）の規定整備）について

### 1 改正の理由

改正道路交通法により新設された「特定小型原動機付自転車」に対する軽自動車税（種別割）の適切な課税を行うため、吹田市市税条例の一部改正を行うものです。

新たなモビリティとして、通勤時の移動手段や観光地におけるアクティビティ等としての活用が期待される電動キックボードについて、一定の要件を満たす電動キックボード等を新たな「特定小型原動機付自転車」（以下「特定原付」という。）として区分し管理を行うため、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年 法律第32号）及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和4年 国土交通省令第91号）が令和5年7月1日に施行されました。

特定原付に係る軽自動車税（種別割）の税率については、一律 2,000 円とする旨の考え方が示された（令和5年1月20日付 総務省通知「改正道路交通法に新設される特定小型原動機付自転車等の課税上の取扱い等について」）こと及び、特定原付をミニカーの区分から除外する旨の総務省令の改正（地方税法施行規則等の一部を改正する省令 令和5年 総務省令第36号）が行われたことから、軽自動車税（種別割）の課税に必要な規定整備を行うものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 軽自動車税（種別割）

ミニカーに係る税率区分から特定原付を除きます。

##### ア 改正の条文

#### 第37条第1号（改正）

特定原付については、三輪以上等の場合でも地方税法第463条の15第1項第1号ニに規定されるミニカーに係る税率区分ではなく、原動機付自転車（50cc以下は0.6kw以下）の税率区分を適用する旨の考え方が示されていることから、市税条例第37条第1号について必要な改正を行うものです。

軽自動車税（種別割）の税率区分（市税条例第37条第1号 原動機付自転車）

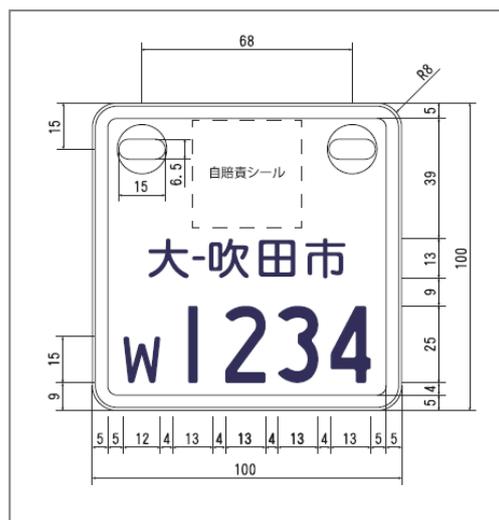
区分		税率（年税額）
(ア)	原動機付自転車（50cc以下又は0.6kw以下）	2,000円
(イ)	原動機付自転車（90cc以下又は0.8kw以下）	2,000円
(ウ)	原動機付自転車（125cc以下又は1kw以下）	2,400円
(エ)	三輪以上の原動機付自転車（ミニカー）	3,700円

※ 特定原付は（ア）の区分が適用されます

### 3 参考（特定原付の取扱いについて）

#### (1) 特定原付用の標識

標識のサイズは  
縦 10 cm × 横 10 cm



#### (2) 道路交通法における電動キックボードの取り扱い（以下の保安基準を満たすものに限る）

項目	道路交通法改正前	現在（道路交通法改正後）
区分	原動機付自転車	特定原付
免許	必須	不要
ヘルメット	必須	任意(努力義務)
自賠責保険	必須	必須
ナンバープレート	必須	必須
速度制限	時速 30km	時速 20km
走行場所	車道のみ	原則として車道のみ (特例車両あり)
年齢制限	免許に準ずる	16 歳以上

#### (3) 道路運送車両の保安基準 第 1 条第 1 項第 13 号の 6（特定原付に係る規定）

「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

- イ 原動機の定格出力が 0.6kw 以下であること。
- ロ 告示で定める方法により測定した場合において、長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下であること。
- ハ 最高速度が 20km 毎時以下であること。



吹田市立老人デイサービスセンター条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(名称及び位置) 第2条 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) } (2) } -----略----- (3) 吹田市立千里山西デイサービスセンター 吹田市千里山西2丁目13番2号 (4) 吹田市立藤白台デイサービスセンター 吹田市藤白台2丁目9番1-115号</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) } (2) } -----略----- (3) 吹田市立藤白台デイサービスセンター 吹田市藤白台2丁目9番1-115号</p>

-----は改正箇所



## 吹田市立老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

市内に 4 施設ある市立老人デイサービスセンターは、デイサービス事業所の先導的役割を担うため、平成 8 年（1996 年）から 15 年（2003 年）にかけて設置された施設です。

現在は、民間の事業者が設置する老人デイサービスセンターも増えてきている状況で、市立施設とあわせて市内に 98 施設（令和 5 年 5 月 1 日現在）あり、それぞれの施設が、日常生活において介護を要する高齢者に対し、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供しています。

このような現状を踏まえ、市内の老人デイサービスセンターの利用者の需給状況、施設の老朽化の程度等の観点から、市立施設の在り方を検討した結果、令和 6 年（2024 年）3 月末をもって市立千里山西デイサービスセンターを廃止することとしました。

市立老人デイサービスセンターの設置については、吹田市立老人デイサービスセンター条例において定めていることから、同センターの廃止に必要な改正を行うものです。

### 2 改正の内容

千里山西デイサービスセンターの設置に係る規定を削除します。

### 3 施行期日

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

市立デザイナーサービスセンターの概要

施設名 (ブロック名) 開設年月日	建築年度 (築年数)	令和4年度稼働率 (ブロック別)	建物修繕費 (平成30年度から 令和4年度)	大規模修繕等時期及び費用(概算) 注:この概算は推定であるため工事実施の際には、差異 が生じることがあります。
千里山西 (千里山・佐井寺) 平成11年9月1日	昭和47年度 (50年)	62.6% (17施設64.2%)	2,911,440円	令和6年度【修繕】 約1.7億円 令和13年度から令和22年度【建替え又は大規模修繕】 建替え 約8.5億円 大規模修繕 約2.6億円
内本町 (JR以南) 平成8年6月12日	平成7年度 (27年)	63.2% (11施設58.0%)	1,625,800円	令和8年度から令和12年度【大規模修繕】 約1.2億円
亥の子谷 (山田・千里丘) 平成11年5月1日	平成10年度 (24年)	90.7% (21施設61.0%)	1,259,500円	令和8年度から令和12年度【大規模修繕】 約0.9億円
藤白台 (千里NT・万博・阪大) 平成15年4月1日	平成14年度 (20年)	74.1% (15施設66.5%)	918,300円	令和13年度から令和22年度【大規模修繕(内装のみ)】 未定

吹田市保健所事務手数料条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(食品衛生法に基づく事務に係る手数料) 第2条 -----略----- 2 食品衛生法第55条第1項の許可を受けた者が許可の期間の満了後に引き続き同一の内容の許可を受けようとする場合は、前項に定める額の10分の8の該営業の譲渡を受けた者が施設の構造設備を変更せずに営業を営む場合の該営業の譲渡を受けた者が施設の構造設備を変更せずに営業を営む場合の額は、前項に定める額の10分の8とする。この場合において、手数料の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 (理容師法に基づく事務に係る手数料) 第3条 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の検査の申請をしようとする者は、申請1件につき16,000円(同法第11条第1項の届出をして営業を営む者から当該営業の譲渡を受けた者が施設の構造設備を変更せずに営業を営む場合の申請にあっては、12,900円)の手数料を納めなければならない。 (興行場法に基づく事務に係る手数料) 第5条 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき、次の各号に掲げる興行場の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 常設の興行場 18,200円(興行場法第2条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業の譲渡を受けた者が施設の構造設備を変更せずに営業を営む場合の申請にあっては、13,500円) (2) 常設以外の興行場 8,900円(前号括弧書に規定する場合の申請にあっては、8,700円) -----略----- 2</p>	<p>(食品衛生法に基づく事務に係る手数料) 第2条 -----略----- 2 食品衛生法第55条第1項の許可を受けた者が許可の期間の満了後に引き続き同一の内容の許可を受けようとする場合は、前項に定める額の10分の8とする。この場合において、手数料の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 (理容師法に基づく事務に係る手数料) 第3条 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の検査の申請をしようとする者は、申請1件につき16,000円の手数料を納めなければならない。 (興行場法に基づく事務に係る手数料) 第5条 興行場法(昭和23年法律第137号)第2条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき、次の各号に掲げる興行場の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1) 常設の興行場 18,200円 (2) 常設以外の興行場 8,900円 -----略----- 2</p>

現 行	改 正 案
<p>(旅館業法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第6条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき22,000円(同項の許可を受けて営業を営む者から当該営業の譲渡を受けた者が施設の構造設備を変更せずに営業を営む場合の申請にあっては、<u>16,300円</u>)の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の承認の申請をしようとする者は、申請1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。(公衆浴場法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第7条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき22,000円(同項の許可を受けて営業を営む者から当該営業の譲渡を受けた者が施設の構造設備を変更せずに営業を営む場合の申請にあっては、<u>16,300円</u>)の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(クリーニング業法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第11条 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の検査の申請をしようとする者は、申請1件につき16,000円(同法第5条第1項の届出をして営業を営む者から当該営業の譲渡を受けた者が施設の構造設備を変更せずに営業を営む場合の申請にあっては、<u>12,900円</u>)の手数料を納めなければならない。</p> <p>(美容師法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第14条 美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の検査の申請をしようとする者は、申請1件につき16,000円(同法第11条第1項の届出をして営業を営む者から当該営業の譲渡を受けた者が施設の構造設備を変更せずに営業を営む場合の申請にあっては、<u>12,900円</u>)の手数料を納めなければならない。</p>	<p>(旅館業法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第6条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき22,000円の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の承認の申請をしようとする者は、申請1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。</p> <p>(公衆浴場法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第7条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請1件につき22,000円の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(クリーニング業法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第11条 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の検査の申請をしようとする者は、申請1件につき16,000円の手数料を納めなければならない。</p> <p>(美容師法に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第14条 美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の検査の申請をしようとする者は、申請1件につき16,000円の手数料を納めなければならない。</p>

## 吹田市保健所事務手数料条例の一部改正について

### 1 改正の理由

令和5年6月14日、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）が公布されました。本法律により、事業譲渡に係る手続の整備等の措置が講じられたため、吹田市保健所事務手数料条例を改正するものです。

### 2 改正の内容

既存営業者等からの事業譲渡に関する手続は、許可申請等を必要とするものです。今回、法令改正に伴い、既存営業者等からの事業譲渡に関する手続は、地位の承継の届出（旅館業のみ地位の承継の申請）に変更となります。これに伴い、吹田市保健所事務手数料条例を以下のよう

#### （1）旅館業法関係（吹田市保健所事務手数料条例第6条）

既存営業者等からの事業譲渡に関する手続が地位の承継申請と同等になることから、吹田市保健所事務手数料条例第6条第1項の事業譲渡に係る許可申請の手数料の条文を削除し、第6条第3項に事業譲渡に係る地位の承継の申請の条文を新たに加えます。

#### （2）食品衛生法、理容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法及び美容師法関係（吹田市保健所事務手数料条例第2条、第3条、第5条、第7条、第11条及び第14条）

既存営業者等からの事業譲渡に関する手続が地位の承継の届出と同等となることから、事業譲渡に関する手数料の条文を削除します。

### 3 施行期日等

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行し、同日以後の事務手数料について適用します。



吹田市旅館業法施行条例現行・改正案対照表

現	行	改 正 案
<p>(宿泊を拒否することができる事由) 第10条 法第5条第3号の条例で定める事由は、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。</p>	<p>(宿泊を拒否することができる事由) 第10条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。</p>	<p>_____は改正箇所</p>



## 吹田市旅館業法施行条例の一部改正について

### 1 改正の理由

令和5年6月14日、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）が公布されました。本法律により、旅館業の営業者が宿泊を拒むことができる事由の見直しがあり、これに伴い、吹田市旅館業法施行条例に条項移動が生じるため、改正するものです。

### 2 改正の内容

宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるときの条文について、旅館業法第5条第3号にあったものが旅館業法第5条第4号に条項移動するため、吹田市旅館業法施行条例の条文においても条項移動を行うものです。

### 3 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。



吹田市火災予防条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) }     { } (3) }</p> <p>(3の2) キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3) }     { } (10) } 2 } 3 }</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらな</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) }     { } (3) }</p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3) }     { } (10) } 2 } 3 }</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらな</p>

現 行	改 正 案
<p>ければならない。</p> <p>(1) }          ~~~~~略~~~~~</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5) }          ~~~~~略~~~~~</p> <p>(19) }</p> <p>2</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペア          アワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上          に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床          上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としなければならない。</p> <p>2</p> <p>3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式の          ものとしなければならない。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基          準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び          第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p>	<p>ければならない。</p> <p>(1) }          ~~~~~略~~~~~</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5) }          ~~~~~略~~~~~</p> <p>(19) }</p> <p>2</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10          キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の耐火防止措置          及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを          除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造          としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつて          は、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</p> <p>2</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設け          る電気事業者用のもの、蓄電池設備の耐火防止措置及び延焼防止措置に関する基準          第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュ          ービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保た          なければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないも          のに面するときは、この限りでない。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基          準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び</p>



現 行		改 正 案				
	据置型レンジ 21キロワット 以下	100	15 (注4)	15 (注4)	15 (注4)	15 (注4)
不開放式 燃	組込型こんろ ・グリル付こ んろ・グリド ル付こんろ、 キャビネット 型こんろ・グ リル付こんろ ・グリドル付 こんろ	80	0	0	0	0
	据置型レンジ 21キロワット 以下	80	0	0	0	0
上記に分類されない もの	使用温度が 800度以上の もの	250	200	50	50	200
	使用温度が 300度以上800 度未満のもの	150	100	200	30	30
	使用温度が 300度未満の もの	100	50	300	200	200
-----略-----						
-----略-----						

(注1) }  
s  
(注12) }  
備考

現	行	案
		<p>(注1) }     { (注12) 備考</p> <p>-----略-----</p>



阪急千里山駅前東自転車駐車場自動管理システム等購入

購入概要

(1) フラッパーゲート	6台
(2) 入口発券機	3台
(3) 出口認証機	3台
(4) 二輪車識別機	3台
(5) 通行確認センサー	6台
(6) 定期更新機	2台
(7) 事前精算機	2台
(8) 管理パソコン	1台
(9) バイク用個別ロック	20台
(10) 個別ロック用精算機兼定期認証機	1台
(11) その他周辺品	1式

# 営業の沿革

株式会社高見沢サイバネティックス

	創業	昭和44年(1969年)10月
創業後の沿革	営業所として大阪営業所を開設	昭和44年(1969年)10月
	本社を東京都新宿区西大久保へ移転	昭和44年(1969年)11月
	本社を東京都新宿区西新宿へ移転	昭和45年(1970年)11月
	本社を東京都中野区中央へ移転	平成5年(1993年)12月
	ジャスダック証券取引所に上場	平成16年(2004年)12月
	品質マネジメントシステム国際規格 I S O 9001 の認証を取得	平成18年(2006年)3月
	東京証券取引所スタンダード市場に上場(資本金7億70万円)	令和4年(2022年)4月

# 納入実績書

株式会社高見沢サイバネティックス

業務内容及び納入機器名	発注者	契約金額(円)	納入年月
泉大津駅中央自転車駐車場管理システムに、定期更新機の導入	大阪府泉大津市	4,400,000	令和3年(2021年)9月
松尾大社駅自転車等駐車場管理システムのうち、プリペイドカード発売機の更新	京都府京都市	1,485,000	令和3年(2021年)1月
御射山自転車等駐車場、垂直式二段駐輪ラックへの更新	京都府京都市	15,367,000	令和4年(2022年)3月
表町二丁目自転車等駐車場管理システムのうち、精算機の更新	岡山県岡山市	1,155,000	令和4年(2022年)11月
国際会館駅保管所の電磁式駐輪ラック及び監視カメラの増設	京都府京都市	1,573,000	令和4年(2022年)12月
桂川駅西自転車等駐車場、垂直式二段駐輪ラックへの更新	京都府京都市	22,528,000	令和5年(2023年)3月

(3)

# 貸借対照表及び損益計算書

株式会社高見沢サイバネティックス

## 貸借対照表

令和5年(2023年)3月31日現在

(単位：千円)

[資産の部]	
1 流動資産	9,056,712
2 固定資産	3,965,794
資産合計	13,022,506
[負債の部]	
1 流動負債	6,829,850
2 固定負債	1,998,363
負債合計	8,828,214
[純資産の部]	
1 資本金	700,700
2 資本剰余金	722,424
3 利益剰余金	2,684,082
4 自己株式	△ 96,922
5 その他有価証券評価差額金	184,007
純資産合計	4,194,292
負債・純資産合計	13,022,506

## 損益計算書

自 令和4年(2022年)4月1日

至 令和5年(2023年)3月31日

(単位：千円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1) 売上高	8,814,334
(2) 売上原価	6,138,243
売上総利益	2,676,091
(3) 販売費及び一般管理費	2,123,216
営業利益	552,874
2 営業外損益	
(1) 営業外収益	49,245
(2) 営業外費用	57,246
経常利益	544,872
[特別損益の部]	
1 特別利益	0
2 特別損失	6,632
税引前当期純利益	538,240
法人税、住民税及び事業税	124,574
法人税等調整額	25,764
当期純利益	387,901

(注)表示単位未満切捨て

(4)

# 委任状

令和 3 年 11 月 12 日

吹田市長 宛

申請者 所在地 東京都中野区中央2-48-5  
商号又は名称 (株)高見沢サイバネティックス  
代表者役職名・氏名 代表取締役社長 高見澤 和夫

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 大阪市北区堂山町3-3 日本生命梅田ビル  
商号又は名称 (株)高見沢サイバネティックス  
支店等の名称 大阪営業所  
役職名・氏名 所長 権島 秀記

## 記

### 1 委任事項

- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

### 2 委任期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで



円山町 1 号橋拡幅改良工事請負契約の一部変更について

- 1 工 事 名 円山町 1 号橋拡幅改良工事
- 2 工事場所 吹田市円山町地内
- 3 工 期 令和 4 年 10 月 3 日から令和 6 年 5 月 31 日まで
- 4 受 注 者 株式会社紙谷工務店
- 5 変更内容
  - (1) 工期  
変更前 令和 4 年 10 月 3 日から令和 6 年 5 月 31 日まで  
変更後 令和 4 年 10 月 3 日から令和 6 年 7 月 31 日まで
  - (2) 請負金額  
変 更 前 金 256,850,000 円 (うち消費税等額 金 23,350,000 円)  
変 更 後 金 307,740,400 円 (うち消費税等額 金 27,976,400 円)  
増額金額 金 50,890,400 円 (うち消費税等額 金 4,626,400 円)

6 変更理由

吹田警察署との道路使用許可協議を受け、道路にかかる作業ヤードを一部移設する必要があるため、河川区域内への矢板設置に必要な作業構台が新たに必要となるなど、仮設工事に大幅な増加が生じたこと、函渠設置工の施工箇所における試験掘削の結果、既設排水施設の位置及び形状が当初の想定と異なっていたため、箱型函渠の使用材料を見直したことから、請負金額を変更するものです。

また、工事に支障となる阪急電鉄株式会社所管の踏切遮断機、障害物検知装置やそれに伴う通信ケーブルなど鉄道施設の移設に想定以上の時間を要し、阪急電鉄株式会社管理敷地内の矢板設置ができない期間が生じたため、工期を変更するものです。



吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事  
(建築工事) 請負契約の一部変更について

- 1 工事名 吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事(建築工事)
- 2 工事場所 吹田市江坂町3丁目13番1号
- 3 工期 令和4年(2022年)7月1日から令和5年(2023年)11月30日まで
- 4 変更部分 請負金額  
変更前請負金額 209,986,700円(うち消費税等額19,089,700円)  
変更後請負金額 213,407,700円(うち消費税等額19,400,700円)  
増減金額 3,421,000円(うち消費税等額 311,000円)
- 5 変更理由 国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)※の適用により、請負金額が変更になるため。

※工期内に急激なインフレーション等が生じ請負金額が著しく不相当となった場合に、発注者または受注者が請負金額の変更を請求できる規定



都市魅力創造事業における大阪・関西万博を契機とした国際交流による  
本市の魅力発信について

1 事業の内容

(1) 概要

本市の強みを生かしたまちの魅力を国内外へ更に発信するため、2025 年大阪・関西万博（以下「万博」という。）を契機として、スイス連邦を相手国に、国際交流を通じたシティプロモーションを実施するものです。スイス連邦は、日本に次ぐ世界第 2 位の長寿国で健康寿命の延伸を目指しており、また、ライフサイエンスやヘルスケアをはじめとする科学技術先進国です。そのため、本市が目指す健康寿命の延伸に向けたまちづくりとの親和性が高いことから、相手国として選定しました。

令和 5 年度（2023 年度）は、内閣官房の万博国際交流プログラム（モデル事業）として実施します。

(2) 具体的な取組

ア 北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）を中心に、ライフサイエンス・ヘルスケアをテーマにしたスイス企業や市民等との交流や、健都をフィールドにした地域実証事業の実施

イ 万博記念公園や市内大学等を活用し、市民等が参加する文化交流の実施

なお、本市の強みである健都における産学官民の共創で進めるオープンイノベーションとまちぐるみの健康づくりの取組は、万博が掲げるテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」と高い親和性を持つことや、会員数 1,500 人以上の健都ヘルスサポーターが活用できることからフィールドとして選定しました。

(3) 実施による効果

ア 万博を契機とした国際交流による本市の先進的な取組の国内外への発信

イ 市民が異文化に触れ、異文化に対する理解と認識を深めることによる、自らの住む地域の良さの再発見及び吹田市への愛着形成

ウ 健都におけるライフサイエンス等の新たな製品やサービスの地域実証事業を通じた市民の健康への気づきの促進

エ 本市とスイス連邦の研究者等が継続的に交流する仕組みの構築

オ 本プログラムを契機とした市内大学との新たな取組により、大学との連携の一層の強化

(1)

## 2 予算額

(1) 歳出予算 4,000 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) シティプロモーション費

(大事業) シティプロモーション事業 (小事業) 都市魅力創造事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	340	講演会などの謝礼
旅費	591	相手国交通費
需用費	116	ちらし、ポスターの印刷
役務費	970	翻訳機使用料、通訳料
委託料	1,983	イベント運営委託料ほか

(2) 歳入予算 4,000 千円

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
雑入	4,000	内閣官房モデル事業実施にかかる経費を国から受け入れ

## 3 今後の予定

年度	実施内容
令和5年(2023年)10月以降	国立循環器病研究センターにおける学術的な交流及び文化交流イベントの実施
令和6年度(2024年度)、令和7年度(2025年度)	令和5年度の実施内容を踏まえ、健都における地域実証事業を軸とした企業と市民等の交流や文化交流を実施予定

## 戸籍住民登録事業における窓口業務の最適化に係るコンサルタント委託について

## 1 事業の内容

少子高齢化が進み、ますます人材確保が困難となる中で、市民課の窓口業務においても、マイナンバーカードの普及促進や住民記録システムの標準化への確実な移行など DX の推進と業務改善に取り組んでいるところです。

そうした過渡期の中で、さらなる市民サービスの向上を目指すためには、システム標準化だけでなく、現行業務の詳細な分析を行い最適な市民課業務のあり方を検討したうえで、業務の整理及び一部業務の民間委託化などを行う必要があります。

そのため専門的な知識を持ったコンサルタント事業者からの支援を受けることにより、迅速で効果的な業務再構築（BPR）を進めるものです。

## 2 予算額

(1) 歳出予算 8,465 千円

(款) 総務費 (項) 戸籍住民登録費 (目) 戸籍住民登録費

(大事業) 戸籍住民登録事業 (小事業) 戸籍住民登録事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	8,465	窓口業務の再構築に係る コンサルタント委託

(2) 債務負担行為

(追加)

事項	期間	限度額
窓口業務の再構築に係る コンサルタント委託	令和 6 年度 (2024 年度) ~ 令和 7 年度 (2025 年度)	25,395 千円

## 3 今後の予定

令和 5 年 (2023 年) 12 月	契約
令和 6 年 (2024 年) 1 月	コンサルタント委託開始
同年秋	事業者より中間報告
令和 8 年 (2026 年) 3 月	事業者より最終報告

市民サービスコーナー管理事業における、新たな証明書等発行システムへの  
全面移行に伴う市民サービスコーナーの備品等の廃棄について

## 1 事業の内容

マイナンバーカードによるコンビニエンスストア等での証明書交付が開始されたことにより、身近で、かつ、多くの場所で証明書の交付が可能となりました。

本市におきましても、マイナンバーカードの急速な普及に伴い、コンビニエンスストア等での証明書交付件数が市民サービスコーナーの証明書交付件数を大幅に上回っています。より利便性の高いコンビニエンスストア等での証明書交付が一般的となったことから、市民サービスコーナーを廃止し、不要となった備品等の収集運搬及び廃棄業務を委託により実施するものです。

## 2 予算額

歳出予算 2,257 千円

(款) 総務費 (項) 戸籍住民登録費 (目) 戸籍住民登録費

(大事業) 戸籍住民登録事業 (小事業) 市民サービスコーナー管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	2,257	収集運搬、廃棄業務委託料

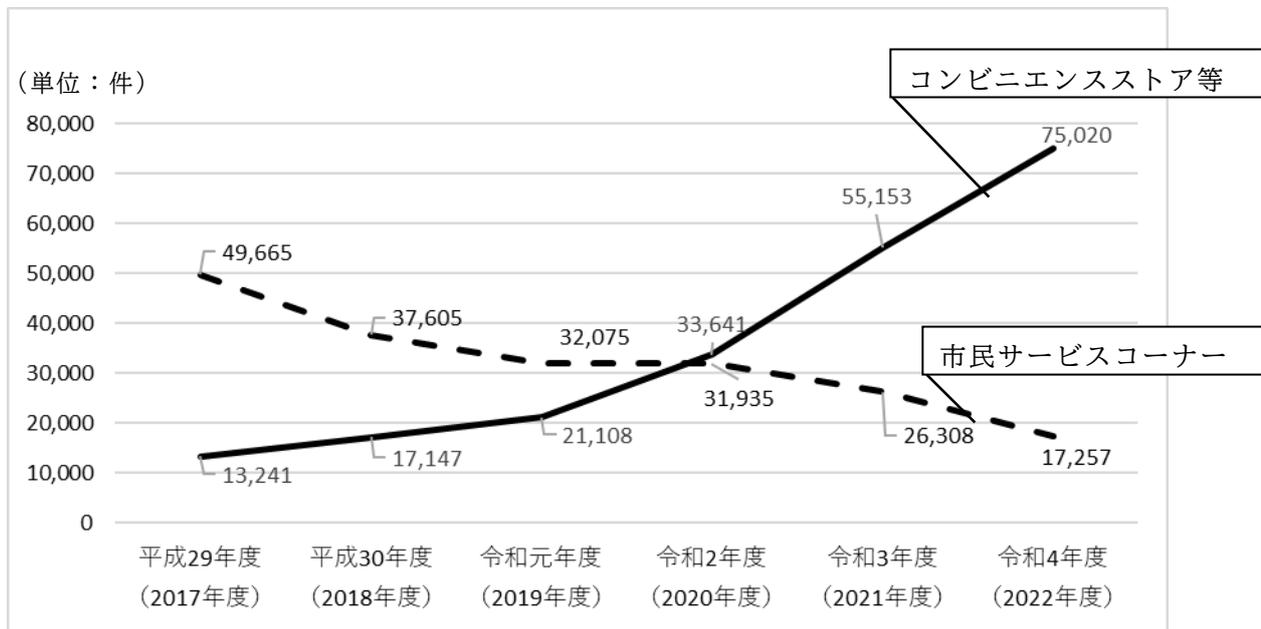
## 3 今後の予定

令和5年(2023年)10月	市ホームページで周知
11月	市報で周知
	契約
12月末	市民サービスコーナー廃止
令和6年(2024年)1月	備品等の収集運搬、廃棄

#### 4 サービスの内容

	市民サービスコーナー		コンビニエンスストア等
取得可能証明書	住民票の写し 印鑑登録証明書	⇒	住民票の写し 印鑑登録証明書 戸籍全部（個人）事項証明書 課税所得証明書
証明書取得可能日	平日のうち週1日から週3日の範囲内で各市民サービスコーナーを開所 （年末年始除く）	⇒	【平日、土日祝】 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税所得証明書 【平日のみ】 戸籍全部（個人）事項証明書 ※全て年末年始及びシステムメンテナンス日除く
証明書取得可能時間	午前9時～午後5時	⇒	住民票の写し、印鑑登録証明書、課税所得証明書 午前6時30分～午後11時 戸籍全部（個人）事項証明書 午前9時～午後5時30分
設置箇所数	市内5か所	⇒	市内約120か所 （全国約54,900か所）

#### 5 証明書等の交付件数の推移



※交付件数は、住民票の写しと印鑑登録証明書の合計



吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事における補正予算について

1 趣旨

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）※の適用により、請負金額が次のとおり変更となります。

請負金額

変更前	8,892,884 千円（うち消費税等額 808,444 千円）
変更後	9,049,524 千円（うち消費税等額 822,684 千円）
増額金額	156,640 千円（うち消費税等額 14,240 千円）
うち令和 5 年度（2023 年度）分	152,207 千円（うち消費税等額 13,837 千円）
うち令和 6 年度（2024 年度）分	4,433 千円（うち消費税等額 403 千円）

増額金額の令和 5 年度分について、予算の補正を行うものです。

予算額については、令和 5 年度増額金額を当該施設の各部の床面積比率で按分しています。（総務予防室：総務交通室：教育センター＝52%：18%：30%）

なお、請負契約の一部変更につきましては、次期定例会において議案の提案を予定しています。

※ 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション等が生じ請負金額が著しく不相当となった場合に、発注者又は受注者が請負金額の変更を請求できる規定

2 予算額

(1) 歳出予算 152,209 千円

27,398 千円（総務交通室）

(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 北部消防庁舎等複合施設建設費

(大事業) 南千里庁舎管理事業 (小事業) 北部消防庁舎等複合施設建設事業 (土木庁舎)

節名称	予算額 (千円)	説明
工事請負費	27,398	令和 5 年度増額金額

(1)

79,148 千円（総務予防室）

（款）消防費（項）消防費（目）北部消防庁舎等複合施設建設費

（大事業）消防事業（小事業）北部消防庁舎等複合施設建設事業（消防庁舎）

節名称	予算額（千円）	説明
工事請負費	79,148	同上

45,663 千円（教育センター）

（款）教育費（項）教育総務費（目）北部消防庁舎等複合施設建設費

（大事業）教育総務事業（小事業）北部消防庁舎等複合施設建設事業（教育センター）

節名称	予算額（千円）	説明
工事請負費	45,663	同上

（2）歳入予算（特定財源） 152,000 千円

（款）市債（項）市債（目）土木債

目名称	予算額（千円）	説明
土木庁舎建設債	27,300	令和5年度増額金額

（款）市債（項）市債（目）消防債

目名称	予算額（千円）	説明
消防庁舎建設債	79,100	同上

（款）市債（項）市債（目）教育債

目名称	予算額（千円）	説明
教育センター建設債	45,600	同上

### 3 今後の予定

令和6年（2024年）1月	部分引渡し
4月	吹田市総合防災センター開設
12月	工事完成

(2)

中学校部活動運営等業務の外部委託の試行実施について

1 事業の内容

中学校の部活動は、生徒の文化・スポーツに親しむ機会を確保するとともに、責任感・連帯感や自主性の育成にも寄与する活動であり、本市においては約 8 割の生徒が参加しています。しかしながら、近年、顧問教職員の不在による部活動数の減少や教職員の負担が課題となっており、部活動の維持が困難な状況です。

本市においては、生徒の文化・スポーツに親しむ機会の確保、教職員の負担軽減の観点から、休日のみならず平日も含めた部活動の外部委託を令和 6 年 4 月から市内中学校 5 校（5 部活）において試行実施するものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 24 千円

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育指導費

(大事業) 学校教育支援事業 (小事業) 教育活動支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	24	プロポーザル実施要領策定に係る学識経験者からの意見聴取の謝礼

(2) 債務負担行為

(追加)

事項	吹田市立中学校における部活動管理運営等業務
期間	令和 5 年度(2023 年度)～令和 7 年度(2025 年度)
限度額	38,776 千円

3 今後の予定

令和 5 年(2023 年)11 月上旬	プロポーザル方式による事業者公募
令和 6 年(2024 年)2 月下旬	契約締結
3 月	教職員への説明、生徒・保護者への説明会の実施
4 月	中学校(5 校、5 部活)の部活動管理運営の業務委託を開始(令和 8 年 3 月まで)



中学校給食事業における中学校給食調理等委託料等について

1 事業の内容

中学校給食については、令和 5 年 7 月 3 1 日で給食調理等委託契約が満了することから、指名競争入札にて事業者を選定しようとしたのですが、これまでの物価高騰の影響により、入札が不調に終わり契約締結に至りませんでした。予定価格を引き上げて令和 5 年度 2 学期分のみ給食調理等委託契約を指名競争入札にて、事業者を選定し契約を締結しましたが、令和 5 年度 3 学期の中学校給食実施には予算が不足することから、給食調理等委託料を追加し、中学校給食を安定的に提供するものです。

また、中学校給食の喫食数の増加に伴い、給食用ランチボックスが不足するに至っているため、消耗品費の追加を行うものです。

1 食あたりの委託料	750 円(税抜)
食数(令和 6 年 1 月～3 月)	121,056 食

2 予算額

歳出予算 100,779 千円

(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 学校給食費

(大事業) 中学校管理事業 (小事業) 中学校給食事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	907 千円	中学校給食用ランチボックス
委託料	99,872 千円	中学校給食調理等委託料

3 今後の予定

令和 5 年 (2023 年) 1 1 月	指名競争入札 (中学校給食調理等委託契約)
令和 5 年 (2023 年) 1 2 月	業者決定・契約締結(長期継続契約)
令和 6 年 (2024 年) 1 月	令和 5 年度 3 学期中学校給食提供開始



英語教育推進事業における英語指導助手派遣人数の変更について

1 事業の内容

派遣契約により配置している英語指導助手（以下「AET」という。）については、令和5年度～令和8年度の債務負担予算の議決をいただき、AET総数31人から会計年度任用職員AETを除いた人数の派遣を受けております。

令和5年度に入り、会計年度任用職員AETの退職（予定）者があり、令和6年度以降についても、退職者があると見込まれますので、退職者があった場合にも、児童・生徒への影響を生じさせず、速やかに派遣AETを増員することができるよう、令和6年度（2024年度）以降の債務負担予算を、AET総数31人の派遣を受けられる額に増額します。

ただし、派遣契約の人数は、会計年度任用職員AETを除いた人数とします。

	小学校		中学校
契約	会計年度任用職員	派遣（3年契約）	
期間	通年	4月～翌年3月	
配置時間	8時40分～15時30分（休憩1時間）		8時40分～17時00分 （休憩45分）
配置人数	0人*	10人*	21人

※令和5年度（2023年度）当初予算 小学校 会計年度任用職員 7人、派遣 3人

2 予算額

債務負担行為（変更）

事項	区分	期間	限度額
英語指導助手派遣業務	変更前	令和5年度～令和8年度	411,666千円
英語指導助手派遣業務	変更後	令和5年度～令和8年度	508,405千円

3 経過及び今後の予定

令和5年（2023年）11月 ～令和6年（2024年）1月	派遣事業者の公募
2月	契約締結
4月	令和6年度（2024年度）英語指導助手派遣業務開始



